誰もが安心して医療を受ける社会に





「身元保証人等がいないこと」は医療機関において 入院を拒否する正当理由にはなりません

厚生労働省は、身元保証人等がいないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項にいう「正当な事由」にならないことを示し、各都道府県に対し、このような事例に関する情報に接したときは適切な指導を求める通知を発出しています。(医政医発0427第2号/平成30年4月27日)

厚生労働省の地域医療基盤開発推進研究事業において公表された「**身寄りがない人の** 入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」(※1)は、身元保証人等がいない場合においても、様々な社会資源を活用することによって、医療機関が身元保証人等に求める機能や役割に対応することが可能であることを示しています。様々な社会資源として、成年後見人等(保佐人や補助人においては療養看護や財産管理等の対応する代理権がある場合)や同様に対応する権限を持つ任意後見人が挙げられます。それらの職務を遂行する中で、医療機関が身元保証人等に求める役割のほとんどに対応することができます。

これは, **ホームロイヤー**が財産管理や死後事務委任等の契約を締結している場合も同様に考えられます。

※1 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iryou/miyorinonaihitohenotaiou.html (厚生労働省HPより)

医療機関が身元保証人に求める役割と成年後見人等の職務

■ 入院費等に関すること

成年後見人等が財産管理の事務を行う中で支払いが可能であり、不払いの懸念はありません。

■ 本人の退院・転院等の手配・入院中の物品の手配

成年後見人等が身上保護の事務を行う中で対応が可能です。

■ 遺体・遺品の引取り

成年後見人は,死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存 に必要な行為をすることができること(民法873条の2)から対応可能です。 また,死後の事務処理に関する委任契約を締結している場合はその契約により 対応可能です。

■ 緊急時対応

臨時の対応が可能な場合もあり、事前に、緊急時の対応について、本人および 成年後見人等と協議して対応方法を決めておくことが出来ます。

※ 医療同意

一身専属性が極めて強いものであるため、患者本人以外の人が同意できるものではないと考えられます。身元保証人や成年後見人等によっても対応が不可能なため、本人が医療に係る意思決定が困難であるときは「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**」の考え方も踏まえて対応することが必要です。

参考「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」

(平成30年3月改訂)

人生の最終段階における医療・ケアの在り方について, 医療従事者から適切な情報 の提供と説明がなされ、それに基づいて**本人**が医療・ケアチームと十分な話し合いを 行い,**本人が意思決定することが基本**です。意思決定が求められる時点で本人の意思 が確認できない場合、家族等が本人の意思を推定出来るときには、本人の推定意思を 尊重して本人にとって最善の方針をとり、家族等が本人の意思を推定できないとき等 には、医療・ケアチームで本人にとって最善の方針につき慎重な判断を行う必要があ ることなどが示されました。

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html (厚生労働省HPより)

「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 における意思決定支援や方針決定の流れ(イメージ図) (平成30年版)

人生の最終段階における医療・ケアについては,医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上 で,介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い,本人の意思決定を基本として進めること。

心身の状態に応じて意思は変化しうるため 繰り返し話し合うこと



主なポイント

本人の人生 観や価値観 等,できる 限り把握

本人の意思が 確認できる

本人と医療・ケアチームとの合意 形成に向けた十分な話し合いを踏 まえた, **本人の意思決定が基本**

人生の最終段階における 医療・ケアの方針決定

本人や 家族等※と 十分に話し 合う

・家族等※が本人の 意思を推定できる

本人の推定意思を尊重し



本人の意思が 確認できない

家族等※が本人の

意思を推定できない 家族がいない

本人にとって最善の方針を 医療・ケアチームで慎重に判断

- 心身の状態等により医療・ ケア内容の決定が困難な場合
- 家族等※の中で意見が まとまらないなどの場合等
- →複数の専門家で構成する 話し合いの場を設置し。 方針の検討や助言 🞳

内容を都度 文書にまと め共有

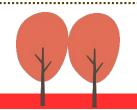
話し合った

※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち 特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。

※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。

(平成30年度 厚生労働省委託事業

人生の最終段階における医療体制整備事業より)



JFBA- 日本弁護士連合会